

建築文化に関する検討会議 報告書
～我が国の建築文化への共通理解作りと具体的行動に向けて～

令和5年5月

目次

1. 「建築文化に関する検討会議」設置の経緯と目的
2. 我が国における建築文化の特徴
3. 建築文化をめぐる課題と背景
4. 建築文化の振興に必要な考え方
5. 建築文化の振興において目指すべき姿
6. 建築文化の振興に向けて今後取り組むべき方策

1. 「建築文化に関する検討会議」設置の経緯と目的

我が国には、世界で現存最古の木造建築物である法隆寺金堂をはじめ、古代から中世、近世、近代、現代にいたるまで貴重な建築物とそれを取り巻く景観が存在する。それらは国土の歴史や風土の中で発展し受け継がれつつ、国民に日常的な親しみや感動を与えてきたものであり、我が国の文化を語る上で不可欠なものである。様々な基盤に支えられた建築物は、衣食住の一つの領域として位置付けられ、それを取り巻く景観と一体となって、人々の価値観や生活様式等に基づく諸活動の場となるとともに、各地域の個性を表現してきた。さらに、近現代の優れた建築家の作品は、海外から非常に高い評価を獲得しており、近世以前を含む文化財は、諸外国の人々が日本という場所に魅力を感じ、訪れる契機ともなってきた。

戦後、我が国では昭和 25 年制定の文化財保護法の下で歴史的建築物の保護が行われてきた。この取組は、平成 2 年に開始された近代化遺産（建造物等）総合調査や、平成 6 年からの近代和風建築総合調査等を経て、平成 8 年の法改正では登録有形文化財の制度が導入されることで、近代以降の建築物についてもスコープに入れつつ取組が進められてきた。さらに近年では、近現代建造物緊急重点調査（平成 27 年～）により、戦後の近現代建築の継承に資する取組も進められてきたところである。また、単体の建築物のみならず、地区単位についても、昭和 50 年の法改正で伝統的建造物群保存地区、重要伝統的建造物群保存地区の制度が導入され、さらに平成 17 年には重要文化的景観の仕組みも導入されるなど、保護の仕組みの幅を広げてきたところである。

しかし、全国の貴重な近現代建築をはじめとする建築物やそれを取り巻く景観（以下、「建築・景観」という。）は、我々の身の回りにおいて失われつつある。現に、主として経済的な要因によって著名な建築家の作品が惜しまれつつ取り壊されたといった報道に接する機会は、書籍や雑誌のほ

か、ネットニュース、SNS等の情報媒体が発達した今日においてはむしろ増えつつある。このような事態の背景には、現行の文化財保護法の下では何が保存・活用の対象となるのか厳密に峻別されるという制度自体の性格にとどまらず、我が国の文化芸術政策における建築・景観の取扱いという観点からの課題も多く存在する。

例えば、文化庁において建築・景観を取扱う部署としては、建造物や史跡の保存・活用を担当する部署、建築資料のアーカイブを行う国立近現代建築資料館が挙げられ、このほかの行政機関としては、文教施設を所掌する文部科学省、住宅・都市計画行政を所掌する国土交通省、住宅産業等を所掌する経済産業省等が挙げられる。それぞれの対象や視点が異なる中でも、個々の施策における連携の取組は行われてきたが、役割分担を越えた理念を持つ総合的な政策官庁・組織は不在のまま現在に至る。

また、貴重な建築・景観を継承・創造していくためには、その重要性が広く国民一人ひとりに認識され、世代を超えて営みが継続・更新されることが重要である。諸外国においては、すでに「建築」を文化芸術の一分野として振興する法律や制度、組織等を整備した事例が散見される。しかし、我が国の文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る文化芸術基本法（平成29年6月23日施行）に基づき閣議決定された「文化芸術推進基本計画―文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる―」（平成30年度～令和4年度）（以下、「第1期計画」という。）においては、「建築」という分野は掲げられていない。これは、我が国においても「建築」は、人々の生活に極めて身近な存在であるにもかかわらず、我が国文化芸術政策においては、「建築」を関連の営み含めて包括的に捉えるとともに振興を図り、広く国民に訴求し続けていくという視点が欠けていたことの顕れであると言わざるを得ない。

文化庁においては、令和4年度より、第1期計画の中間評価が行われる

とともに、第2期計画（令和5～9年度）策定に向けた検討が進められ、令和4年6月28日には、文部科学大臣より文化審議会に対し、「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について―文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に向けて―」とする文書が諮問された。

本諮問を受けて実施された「文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に向けた意見募集の実施について」（パブリックコメント）においては、複数の建築関係者から建築文化の振興を図るべき旨の意見が提出された。また、令和4年9月6日の第20期文化政策部会（第4回）において実施された「文化芸術関係者ヒアリング」では、一般社団法人日本建築学会の山崎鯛介建築歴史意匠委員会委員長（当時）による意見発表が行われ、次代の建築文化を支える人材育成や、国立近現代建築資料館の博物館化等が提案された¹。

そして、これらの意見等を踏まえつつ、令和5年3月、文化審議会より「文化芸術推進基本計画（第2期）について（答申）」が提出された。その内容に基づき、令和5年3月24日、「文化芸術推進基本計画（第2期）―価値創造と社会・経済の活性化―」が閣議決定され、“建築文化の振興”に関する以下の施策が掲げられた。

「文化芸術推進基本計画（第2期）―価値創造と社会・経済の活性化―」（令和5年3月閣議決定）【抜粋】

第4 第2期計画における重点取組及び施策群

1. 第2期計画における重点取組

②重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の促進

【計画期間中に取り組むべき重要施策】

（近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興）

- 建築文化の振興を図るため、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方

¹ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/seisaku/20/04/pdf/93764103_07.pdf

を検討し、計画的な台帳作成を通じた価値付け、リノベーション等によるストック活用の促進、国立近現代建築資料館の機能強化、国民への普及啓発・社会的気運の醸成等を推進する。

(中略)

2. 第2期計画における施策

施策群③「文化財の匠プロジェクト」の推進等による文化資源の保存と活用の好循環の構築

2. 目標を達成するために推進する取組

- 建築文化の振興を図るため、後世に継承すべき近現代建築の保存・活用の在り方を検討し、計画的な台帳作成を通じた価値付け、リノベーション等によるストック活用の促進、国立近現代建築資料館の機能強化、国民への普及啓発・社会的気運の醸成等を推進する。

(中略)

施策群⑪ 国立美術館・博物館、国立劇場等の文化振興のナショナルセンターとしてのマネジメント機能の強化、博物館行政の充実

2. 目標を達成するために推進する取組

- 建築文化を振興する拠点として、開館10周年を迎えた国立近現代建築資料館の機能強化を図る。具体的には、国内外の建築系研究機関や教育機関とのネットワークの構築を一層進めるとともに、総合的な調査研究や人材育成等を展開する。

また、令和5年3月26日、「文化庁京都移転祝賀の集い」の際の総理挨拶では、「京町(家)の意匠や伝統的な街並み、世界的にも評価の高い近現代建築とその風景など、広く我が国の建築文化の価値を確立する取り組みを新たに進めて」いく旨の発言があった。

このように、建築文化の振興を我が国文化芸術行政における新たな課題として重視する動き等を背景として、建築文化の対象やその振興の意義、課題、各関係者に期待される役割等を検討するため、令和5年2月、文化庁・国立近現代建築資料館のもと「建築文化に関する検討会議」（座長：後藤治 工学院大学理事長）が設置された。

この検討会議は、令和5年3月より3回の会議を開催し、本報告書を取りまとめた。そして、本報告書では、前述の設置に至る経緯を踏まえて、まず建築文化の対象やその範囲を示すとともに、我が国の建築文化の特徴を概観した。その上で、特に戦後の建築物やそれを取り巻く景観に焦点を当てながら、ショートスパンでの建替えや多様化の傾向等に見る課題やその背景を抽出した。そして、これからの建築文化の振興に際して社会に共有されるべき基本的な考え方や、建築・景観をめぐる普及啓発や価値付け・人材育成・制度の見直し・教育・対外発信・拠点形成等といった様々な観点からみた目指すべき姿と、国が取り組むべき方策等を取りまとめた。

2. 我が国における建築文化の特徴

“建築文化”というキーワードは、既述のとおり「文化芸術推進基本計画（第2期）」で用いられるまで、我が国の文化芸術政策において具体的に議論されてこなかった。本章において、その基本的な特徴を整理する。

(1) 建築文化とは何か

現在、建築文化という分野について、国際的に普及した明確な定義はない。したがって、我が国においてこの問題を検討する上では、一定の柔軟性を持ちながらその対象を捉え、全般にわたる振興策を検討していくことになる。

具体的には、建築物とそれを取り巻く景観をめぐって、それらの価値の創造と受容に関わる様々な対象物や営み²、人材等までを含めて、建築文化と総称すべきだと考えられる。

その上で、建築文化について議論する際は、例えば総合性や社会性、地域性、空間性、歴史性等³、その多様な性格を視野に入れるべきではないだろうか。

² 建築をめぐって、例えば建てること、使うこと、見たり眺めたりすること、他の創作物・活動の題材にすること、資料に残していくことといった、多様な営みが考えられる。

³ 総合性：例えば、建築物は人間や物、諸活動の器としての機能を持ち、家財道具などの工芸品や持ち主の生活等、その特徴を捉える上で様々な視点や対象があり得る。

社会性：例えば、建築物が各地の歴史的な背景や風土と関連付けられたり、社会の制度や仕組みと関連付けられたりするほか、公共性をもった共有物としての側面が重視される場合がある。

地域性：例えば、建築物は各地域においてそれぞれ固有の土地に建てられ、その地域が持つ個性と相互に影響しあう存在である。

空間性：例えば、建築物はそれを取り巻く景観と一体的に存在するものであり、周囲に広がる空間の中でどのような特徴が見出せるのかという視点も重要である。

歴史性：例えば2つの視点がある。第一に、図面等の資料や、用いられた技術、利用・維持管理状況の記録等にみる、当該建築物が生まれ迎っていく時間の流れという視点。第二に、史跡等に見るような過去から蓄積された履歴や痕跡に対して、連続性や非連続性を持ちながら新たに建築をめぐるといふ営みがなされるという、周囲に広がる空間も含めた時間の流れという視点。

(2) 建築文化がもたらす価値

我が国では、南北に長い国土ゆえの多様な気候風土に応じた暮らしにともない、各地域において固有の建築・景観が形成されてきた。また、大規模地震や風水害等、各地で多くの災害に繰り返しさいなまれてきたが、人命や財産、社会の機能を守るための防災上の機能を付与することが、特色ある建築・景観が生まれる一つの契機ともなってきた。さらに、国際社会の動向や社会制度の変化、経済的な状況の変化、技術革新等も、各時代において建築・景観の形成に影響を及ぼしてきた。

このようにして育まれたわが国の建築文化を振興することは、芸術的、歴史的、学術的、技術的、経済的な側面を含め、我が国に多様かつ大きな価値をもたらし得る⁴。そのため、それらの価値の最大化を図っていくことが求められる。

⁴ 例えば、以下のようなものが挙げられる。

- ・それ自体に高い芸術性や、学術的蓄積、技術的進歩の表出が認められること [芸術的・学術的・技術的価値]
- ・各時代の歴史や風土、制度、産業、技術、生活様式等を反映するものであること [歴史的・社会的価値]
- ・経済的価値を生み出し、取引や鑑賞（例：文化観光）の対象となること [経済的価値]
- ・そもそも生活の基本である衣食住の一つであり、日々の暮らしを根本的に支えること [実用的な価値]
- ・美術や音楽、芸能その他の文化芸術の創造や学問の場としての役割を担うこと [創造的活動のインフラとしての価値]
- ・設計から建築、運営、管理、改修等、関連の過程において技術やノウハウ、人材等の育成・継承を伴うこと [人材等育成・継承インフラとしての価値]
- ・グローバルに日本の建築、日本自体への評価を向上させること [ソフトパワー的価値]

3. 建築文化をめぐる課題と背景

長い歴史を持つ我が国の建築文化には、多様な価値が期待できる。しかし現在、建築・景観をめぐる建設・維持・取壊し等の循環にみる構造的な問題等、その一層の振興を図る上での様々な課題がある。

(1) 戦後における建築物のライフサイクルの変化

我が国には豊富な森林資源があり、古くから木造を主とする建築物やそれを取り巻く景観が形成され、持続性の高い建築物を造り・維持させる技術の発展とともに、豊かな建築文化が受け継がれてきた。

その一方で、地震等の災害が発生しやすいといった環境に加え、木材がふんだんに取れるという地理的条件から、取壊しが比較的容易な木造を主流としながら、ショートスパンでの建替えによる営みが循環するという側面がある。

かつて日本の都市には、木造の低層の市街地が広がっていたが、特に戦後の高度経済成長期以降、都市部へ人口が集中し、これを受け容れるための建て替えによる建築物の高層化、巨大化が進行した。また、木造建売住宅、プレファブ等の工業化された建築物の定着にみるような、ショートスパンの建替えに適した建築スタイルも普及した。さらに、これらに沿った制度や技術、材料も発達し、新たな建築・景観の形成を促すなど、先進的な建築物の実現や新旧の融合といった、建築文化の発展に貢献する様々な取組が行われてきた。

一方で、建築物の更新が進むことで、結果として、歴史的・文化的に価値のある建築物の取り壊しや建替えが促されるという状況も生じた。また、建築物を消費財と捉える傾向も強くなり、現在もその意識は根強い状況にある⁵。欧州諸国等が既存の建築物を資産・ストックと捉える

⁵ 建築を消費財として捉える傾向は、戦禍で歴史的な景観が多く消滅し、私権が拡大した戦後において顕著な流れといえる。

傾向をみせるのとは、大きな隔たりが生じることとなった。

(2) ショートスパンの建替えを受容する背景

こうした傾向の背景には、新築の建築物に対する期待がある。例えば、戦後、建築家によって公共建築をはじめとする実験的で優れた作品が全国各地で造られたが、地方公共団体においては、古いものを取り壊して新しいものへ建て替えることが、地域活性化の起爆剤になると期待されやすい⁶。

こうした取壊し・建替えの判断と、地域の公共資産といった観点からの維持・活用の判断とのタイミングのずれが、貴重なストックの喪失に繋がっている。

また、建築基準法における既存不適格の建築物に対しての耐震補強を含む大規模な修繕等における取扱いは、その複雑さなどから、法制度上、取り壊して新築するほうが手間や費用がかからず進めやすい現状がある。

日本の“土地信仰”とも言われる価値観を反映した制度が、上物である建築物に対し相対的な過小評価を生んでいることも否めない。また、古い建築物の改修は、新築に比べ、経済的な優遇が少ないと考えられてきた。

(3) 建替えによる変容の特徴とその背景

ショートスパンの建替えサイクルの中で、次々と生まれる新しい建築物が、景観に更に大きな変容をもたらしていく。そうして“多様化”が進む背景として、“制約の低減”と“(文化的)取り込み”という現象が見出せる。

⁶ 材料の品質や、技術、ノウハウ等が向上し続けている現在も、例えば 1970 年代前後の現代建築をはじめとして 50 年程度、住宅は 30 年程度という築年数で取り壊し、建替えるというショートスパンのサイクルが回っているのが実態。

①建築・景観に係る様々な“制約の低減”

明治以降、身分や社会格差の平準化が進み⁷、建築物の施主や使い手に対する社会的制約が低減した。

さらに20世紀以降（我が国の場合、特に第二次世界大戦後）、建築関連のデザインや技術等、様々なノウハウの革新が大きく進んだため⁸、建築物の造り手に対する技術的制約が低減し、生産技術や輸送手法等が発展したことで、材料的制約も低減した。

このように、建築のデザインや技術を規定する制約が低減していったことで、例えば以下の現象が起きた。

戦後において人口増加や都市部への人口集中が進行する中で、住宅をはじめとする建築生産における効率化、産業化が進み、比較的安価で手軽に入手できるものが大量供給されることが求められた。供給側がこうした志向に応え、多様ではあるが同時に地域性を変容させる建築物とそれによって構成される景観が、日本中で見られるようになった。

並行して、住宅をはじめ公共建築等の様々なビルディングタイプにおいて、建築家の思想や主張を強く反映した独自性の高いデザイン等を備えた建築物が各地で実現した。このようにして、新たな建築・景観の“多様化”が大幅に進んだ。

②建築・景観における“(文化的)取り込み”の歴史

一方、日本の建築は、古代においては法隆寺金堂等に見る寺院建築様式の摂取のほか、藤原京や平城京、平安京における条坊制の導入、中世においては^{だいぶつよう}大仏様や禅宗様と呼ばれる新たな建築様式の成立とその変容、近代以降の建築物における和洋折衷の意匠や新技術・材料、西洋

⁷ ここでは、昨今言われる新たな社会格差の可能性まではスコープとはせず、高度経済成長以降の“総中流化”等を念頭に置く。

⁸ 例えば、耐震技術は我が国の大きな特徴・強みと言える程に発達し、建築物内部の補強やダンパーの挿入、床下免震システム等、発達した技術の例は多々存在する。

で生まれた新しい表現や様式の導入など、海外の異文化を積極的に吸収しながら、日本らしさを形成し、独自の発展を続けてきた。現在も、世界中からデザインや技術を自由に取り込み続けている。

このような“(文化的)取り込み”も、我が国の建築・景観の“多様化”を促進してきたと考えられる。

以上の“制約の低減”と“(文化的)取込み”が相まって、建築・景観の可能性は大きく拡大し、世界でも稀な、多種多様なニーズに対応できる状況となった⁹。そうして近代以前を含めた古いものと新しいもので形成され、個性的または作品性の強いものから、工業化されたものや日常に溶け込んだものまでが混在している景観は、欧米から見た“日本の都市らしさ”と表現されることもある。

(4) 建設・維持・取壊しの循環における課題

戦後、“ショートスパンでの建替え”と、建築領域の“制約の低減”や“(文化的)取込み”が重なる形で構造的循環(サイクル)が発展していった。その作用もあって建築・景観は“多様化”し、特に戦前の状況からはその様相が大きく変容した。

この変容においては、我々の身の回りの建築・景観において地域らしさや世界観、美しさ等の魅力が備わっていくような、有効な共通認識や規範等の形成が伴っていないのではないかという課題が見出される。

伝統的に、日本の建築は場所の特徴や風土との関係を意識しつつ存在してきた。しかし、かつて景観単位でそれらを包む世界観等を整えるよう作用してきた共通認識等は失われ、30~50年程度の短期サイクルで次々世代の建替えに向かう傾向の中で、そうした様相の変容がさらに進行したのではないか。

⁹ こうした多様化を可能としている要素として、日本の技術やそれを身に着けた職人、構造や設備に関わる設計家など、建築を取り囲むプロフェッショナル集団等の存在も大きい。

現在、都市部への人口一極集中が続き、地方では高齢化による後継者不足や人材流出等が起きている。こうした状況下で、かつての建築や景観を継承する機運が盛り上がりにくい側面もある。また、著しいグローバル化の下、建築物のデザイン等においても画一化の流れが個性の発揮よりも強くなりやすいなど、かつてからの建築文化が大きく変容する可能性もある。

4. 建築文化の振興に必要な考え方

戦後の我が国において進んだ建築・景観の変容により、身の回りの貴重なストックが失われつつある。こうした課題の解決が必須となる今後の建築文化の振興は、どのような考え方によって行われるべきだろうか。

(1) 建築文化が持つ可能性

我々は、欧州の街並みを思い浮かべながら、建築・景観が資産・ストックとして魅力を生む可能性を感じてきた。例えば近年は、インバウンド観光促進が重要な政策項目になっている。我が国の建築・景観にも、資産・ストックとしてこうした政策に資するポテンシャルがあることに、社会全体が気付き始めた。

しかし、建築文化に対する国民全体の関心はまだ十分高いとは言えない。また建築物を単に実用品として見るだけでなく作品としてデザイン性を評価する視点も欠けており、これまでの建築・景観をめぐる教育にも課題があったと考えられる¹⁰。

もし、より多くの人々に建築・景観についての知識や高い意識、関心があれば、自分たちの価値観やアイデンティティの源泉として、適切に維持・活用、継承する流れが生まれるのではないかと¹¹。

また、SDGs への貢献が社会のあらゆる場面で求められる現在においては、良い建築物を長く使い続けることは世界の潮流であるとともに経済的であり、自然環境や社会と調和した建築・景観の姿や、その実現に向けた議論も深まりやすく、新たな建築・景観の創造に対して多くの主体が高い意識や展望を持って参画するようになるのではないかと。

¹⁰ 建築は、教育・研究の場においてエンジニアリングの領域や実践といった側面に目を向けられがちで、建築史や建築思想、デザイン思想等のほか人文社会系も含めた知見を俯瞰的に取り込んで総合的な議論を展開する傾向は弱い。加えて、初等～高等教育においても鑑賞教育のような形で建築を見たり、その見方を学んだりする機会に乏しいのが実態。

¹¹ 例えば近現代建築でも、作家性のあるモダニズム建築に限らず、広い視点で価値のある建築物を見出していくことが期待できる。

そうした流れに合わせて、必要な社会制度も自ずと発達していくことが期待できる。その下では、維持すべき建築物を残すことや、未来の建築物のあり方について、管理主義に走ることなく必要な与条件化が行われるなど、建築・景観による空間の生成において有効な共通認識や規範等がもたらされていくのではないか。

また、我が国には、数百年間も耐え得る木造の建築物やそれを可能とする技術が継承されてきた。これらの伝統的な建築手法等を応用して維持・創出できる建築・景観の姿もあり得るのではないか。

加えて、耐震技術等の発展についても、とりわけ個人の住宅等でも応用例を増やし、コスト低下が進めば、優れた建築物の維持・活用、承継も増やせるのではないか。

(2) 建築文化に関する哲学・思想の必要性

建築・景観において有効な共通認識や規範がもたらされるには、対処療法的に現在の制度等の見直しを図るのみならず、より根本的に、世代を超えて継承される建築文化に関して哲学や思想と呼べるものを求め、形成し、社会に実装していくことが重要である。

そうした価値観等が社会に共有され、制度等の背景にも遍在するようになることで、今後加速度的な取壊しが想定される近現代建築において維持・活用や承継が進むなど、建築文化に関連する中長期的かつ広範な行動に繋がり、結果として身の回りの建築・景観の姿が魅力的になっていくのではないか。

5. 建築文化の振興において目指すべき姿

建築文化の振興に当たって、どのような思想や哲学を形成することが必要になるのか。本会議において議論された“目指すべき姿”を示すことで、その要素を浮かび上がらせる。

(1) 建築文化の在り方について

今後、建築・景観をめぐる供給側からユーザー等に及ぶ様々なステークホルダーが、建築文化の多様な価値をより強く意識するようになること。

その上で、各地域では住民の身の回りを対象に、日本全体では国民の間でより俯瞰的に、今後の建築・景観の在り方について積極的・継続的に議論がなされ、それぞれに一定の合意や納得感が形成されていくこと。

一方で、その過程においては、インバウンド観光等の重要性など建築文化の振興を通じて生まれる多様な価値を踏まえ、地域内や国内といったコミュニティの内部に閉じることなく、外部からの異邦人的な目線を取り入れるとともに、同時代に中心的な役割を担う人々だけでなく、将来を担う若い世代の目線も、不可欠なものとして取り入れられていくこと。

加えて、国全体、各地域が主体的意思、戦略性を持ち、建築・景観に関し公共的な観点から与条件が成り立っていること。なお与条件は、指針やひな形のようなサンプルを地域が独自性を持って深め、横展開することも有用と考えられる。

(2) 既存の建築・景観について

維持・継承すべき対象の特定が一定の目線に基づいて成立し、将来的

に文化財となっていく道筋も描かれていること。特定された建築・景観について狙いに即した取組が進み、ベスト・プラクティスが広く共有されること。ひとまとまりの景観を捉えた時、それを構成する建築物に、通底する世界観が感じられるといった魅力が見出されること。

また、近代の銀行や電信局の建築物が、かつて新たな時代に必要な機能を果たすために建てられ、後世にその機能が社会的に不要となっても役割を変えて残ってきたように、既存の建築・景観に対して都度、その時代に実質的に必要とされる機能・役割を付与することで、当該建築・景観の維持・活用が必然となり、その活用によって果実が生まれるような取組がなされていること。

(3) 将来の建築・景観について

取り壊さざるを得なかった場合についても、部材の再利用や、その場所における建築物等の構造物やそれを取り巻く景観の形成のほか、土地の歴史や履歴を踏まえた活用について、継続性も含めて十分に思考しながら新たな活動がなされていること。

建築物は人々の記憶をつなぎとめる媒体の一つであり、建て替えが避けられない場合でも、継承されるものがあることで、記憶や地域の歴史的な遺伝子の継承につながるということが認識されていること。また、大規模な改修や用途変更を伴う工事が必要となった場合に、新たな価値の創造も意識されること。

公共的な観点での与条件の下、自由度を十分に持ちながら全体として世界観等も生まれ得るようなバランスが実現され、建築・景観の専門外の主体も協働してアイデアや価値を生み出していけるような、創造的な設計や建築行為等の活動が進んでいること。

(4) 建築文化に資する新たな職能の確立

(1)～(3)を実現するために、建築・景観に関する既存の職業や分野を

越えた新しい職能が確立され、それを育て支援する仕組みも整えられ、世代を越えてその職能が発揮されて、国民の建築文化に関する議論や、建築・景観の継承や創造の取組が継続し進化していくこと。

(5) 建築文化に係るステークホルダーの取組について

住民や所有者、利用者にとって、残すべきものを維持し、魅力を高め、承継することや、一定の与条件の下で優れた建築・景観を形成していくことが当たり前となっており、それが周辺住民等のコミュニティ形成や福祉、子育てにも寄与していること。所有者は、外観に景観の一部として一定の公共的役割があることに留意しつつ、建築物の内外の価値を踏まえて柔軟に維持・活用し得るものとして捉え、総合的に魅力を享受する意識が持たれていること。また、個人での所有が難しい場合も、社会的な資産として継承していくことが出来ること。

さらに、芸術祭等の各地における取組が、その地域における建築・景観の形成への意識向上や住民の参画を促すきっかけとして発展していること。建築技術や建築材料においても、こうした流れを支える方向で、技術史を踏まえた技術革新やアイデア等が生まれ、発展していること。

(6) 建築文化を継承・創造する制度や仕組みについて

維持・活用を適切に促進するべく、合理的な制度的担保があること。各種支援措置等の制度は、相互の関連性の欠如や細分化、所有者等からみた混乱がないよう、建築文化の振興という観点で一定の共通した方向性を促進するように整備されていること。

維持・活用・継承の取組において、その対象が学術的・技術的・芸術的に評価されるとともに、必要な資金が適切に投入されて経済性が実現され、有用な取引・継承の仕組みが当事者に十分に認知され、機能していること。

(7) 建築文化を総合的に学ぶ教育の機会と、知識・意識の向上

作り手の立場や技術面だけではなく、歴史を踏まえた鑑賞から文化的価値の創造まで、美術等の隣接分野も含めて横断的・総合的に学ぶ教育の機会があり、知識・意識が常に向上されるプロセスが存在していること。

また、建築・景観に関わる資料や最新の研究成果に接する等、市民が身の回りの建築・景観の価値の掘り起こし等に積極的に参画するきっかけがあり、専門的な人材を育成していく機会があること。

(8) 建築文化関連の人材や知を結節する拠点とネットワークの存在

関連のする人材や知を結節する拠点があり、建築文化振興の動きを社会実装していくエンジンとしての役割を果たしていること。

こうしたセンター機能を担う拠点に加え、例えば実物の建築物の保存・活用や復元された歴史的建築物の活用等を行うサテライト拠点が各地に増え、継続的に地域と協働し続けながら、全国的なネットワークを構築していくこと。

(9) 建築文化に魅了された多数のインバウンド客の来訪、世界への発信

全国の風土や建築・景観によって構成された、いわば“日本という博物館”に魅了された人々が、インバウンド来訪していること。加えて、大型公共建築等の新築や継承の際に各地域で行われる国際コンペティションが、日本のことを理解した外国人等の参画により、日本の建築文化を育むとともに国際的潮流をリードする場となること。適切に国内外に価値が発信されていること。

6. 建築文化の振興に向けて今後取り組むべき方策

前章において、建築文化の振興に向けて“目指すべき姿”を提示した。それらを踏まえ、今後取り組むべき具体的な方策について、以下のとおり提言する。

(1) 建築文化に係る取組方針～不断の検討・刷新

国土全体、地域における建築・景観について、文化政策的観点（より文化的で質の高い生活環境形成等）から如何にしていくべきか、検討の場を設け、十分に関係者の意見を聞きながら、公共的な与条件の考え方や方向性を、指針等の形で示すことを目指すべきである。なおその際、必ずしも建築業界での評価や高い知名度のものだけでなく、日常的に触れる身近なものにも優れた建築物は多く存在することに留意すること。

(2) 既存の建築・景観に対するアクション

我が国における取組の対象案件の特定と具体的取組の制度化を念頭に、フランスの「創造の自由・建築及び遺産に係る法律」の下での取組をはじめ、諸外国における制度等の調査研究を進めるべきである。なお、これに際しては、案件特定の過程や更新手続きとともに、単体としての（ア）“優れた近現代建築”と、それを取り巻く（イ）“地域の特色ある景観”の両方の視点から、効果的な制度の検討を並行的に進めるべきである。

同時に、国内的に現在実施している近現代建造物緊急重点調査を加速化し、対象物件のリスト化による特定とリストの随時更新を実現するべきである。これに際しては、上記（イ）“地域の特色ある景観”についても新たにリスト化の対象としていくべきである。

同時に、単体や群をなす優れた建築物において、保存的側面やリノベ

ーション等を通じた創造的・活用的側面等を織り交ぜ、歴史を踏まえつつ柔軟な取組を可能とさせるような、弾力的な用途変更等の運用の検討を行うべきである。

まずは先導的な役割を期待される公共建築について、選択肢として保存活用もあり得るコンペティションなど、維持管理、継承する取組についてのベスト・プラクティスが生まれるように働きかけるとともに、地方自治体やユーザー等、広く関係者に共有し、積極的な取組を促していくべきである。

(3) 将来の建築・景観に対するアクション

今後の新たな建築・景観についても、諸外国において如何なる世界観に基づき、対象物を価値付けているかなど、具体的な制度、建築コード¹²、意思決定プロセス等の調査を行うべきである。

その上で、我が国の各地域等に最適な与条件化について、既存法制度との関係もよく踏まえながら検討を行うべきである。

こうした建築・景観の新たな与条件化に向けては、参考となり得るひな形を作成し、広く共有することも一案である。

(4) 建築文化の継承と創造に向けた人材育成

既存及び将来の建築・景観の継承と創造に関わる専門的知識を有する、“（仮称）建築文化マネージャー”といった、プロジェクトを主導する人材の育成や資格付与、地方行政等への派遣・配置の取組を検討すべきである。その際は、建築・景観を未来につなげていく役割を担う者として、各地域で地方創生やまちづくりの実務に取り組んでいる若い世代が、活躍の場を十分に得られるべきである。また、全国で建築文化を支える技能者・技術者の育成が推進されるためにも、まずは公共建築が

¹² 建築文化の保全と新たな形成に必要な文脈のことで、歴史的成り立ちや思想、産業や生活の営み、社会との関係等によって定義される。

先導的な役割を果たすよう、検討が進められるべきである。

(5) 関係ステークホルダーの活動促進

建築物の取引・継承が円滑に進む条件や仕組みについて実態把握を行った上で、その実装化に向けた検討を行うべきである。例えば、マッチングビジネスの振興や、優れた建築・景観を管理活用する取組団体の育成について国内外の事例も参考に検討することが挙げられる。

建築物の取引・継承が円滑に進むよう、ユーザーの資金調達等に向けた情報整理や情報提供支援策を検討するべきである。

“(仮称) 建築文化マネージャー” が実際に地方等の現場でプランニング活動を推進できるよう派遣紹介等を行う取組も一案である。

(6) 取組を支えるための制度化

近現代の名建築をはじめ、近世以前からある町家等の歴史的建築物や、魅力的な住宅建築といった、価値のある景観を形成する建築物群等について、建築物そのものや技術面等はもちろん、維持管理、活用、継承等の取組について、政府として顕彰を行うことを検討するべきである。また、こうした取組を通じて将来の文化財化への道筋を検討するべきである。

同時に、文化財化（文化的価値の向上）が経済的価値を落とすのではなく、むしろ向上につながるような価値付けのあり方を、会計的観点、文化的観点の双方から検討するべきである。また、適切な維持管理、活用等に対して、資金的流入が進むような促進策の検討も重要である（リノベーション等の推進等との関連も深い）。

名建築等を全国的に継承していく観点から、税制面の方策の検討を進めるべきである。特に、相続による継承、固定的な資産としての保有や維持管理は個別の建築物と景観双方の維持管理、継承の観点から検討を深めるべきである。なお、継承に関しては、本検討会議においても

具体的に議論があったように、事業者の事業承継税制のような発想も重要である。

(7) “建築文化”に関する教育～知識共有、意識づくり～

“建築文化”に関して、社会への普及啓発を通じてのみならず、広く学校教育においても学びを得られ、建築・景観に対する感情や感性を養えるようにしていくための検討が必要である。歴史や社会、美術等の芸術といった各種領域との連携を促進することも一案である。

また、子供や若年層などが広く“建築文化”に意識を持つため、実際に訪問して体験・体感すること、容易に目にすることを促進できるような材料や機会づくりを検討すべきである。

“建築文化”が歴史や社会、アートなど広い分野が関わる総合的な領域であることに鑑みて、分野横断的に、また広い分野との関わり合いでの研究を促進するべきである。

(8) 知と人的ネットワークの結節点（センター）機能の形成

現在、国立近現代建築資料館が“建築文化”に係る資料のアーカイブ機関としての機能を果たしているところ、今後は、収蔵スペースの確保や取扱いの困難さから建築図面等に比べて対応が進みにくい、有名建築家による建築模型等の収集や、大学研究室等に死蔵される過去の建築模型等の活用の推進をはじめ、アーカイブの幅や手法を拓げるとともに、アーカイブの価値付けや、有する価値の効果的な活用という活動について一層の強化を図るべきである。

特に、アーカイブの効果的な活用の観点からは、アート領域との連携（資料等をアート作品扱いして普及する等）も重要である。

“建築文化”に関するセンター機能という観点から、日常の維持・継承から有事における修復のマッチングを行う者のとりまとめ機能や、各種“建築文化”関連人材の育成や資格付与、交流の中心としての機

能を確立するべきである。また、“建築文化”について俯瞰的な調査研究、企画等により中心的役割を果たせるような機能を持つべきである。

(9) 世界への発信、適正規模の来訪による好循環作り

センター機能を確立しつつ、日本の“建築文化”を踏まえたグローバルな文脈作りを推進するべきである。例えば、新たな日本の建築コードづくりを進めながら世界へ発信し、日本の“建築文化”を体現する場へのインバウンド来訪促進等を推進する。各地域においても特色のある建築コードと“建築文化”が形成されることで地方創生がなされることも期待したい。

これまで我が国において、プリツカー賞受賞者など“建築文化”領域において世界的に人材を輩出してきたところ、今後もそうした人材を輩出できるよう、プロフェッショナルの育成や活動促進と同時に、世界への発信も強化・促進するべきである。

(10) ビジョンの提示、総合的な推進体制や基盤

今般の建築文化に関する検討会議における議論を踏まえ、我が国“建築文化”を広く国民が自信と誇りを持つよう、積極的な普及啓発活動（シンポジウム、セミナー活動等を含む）を行うべきである。また、その自信と誇りが世界からの評価や憧れとなり、持続的・自律的に“建築文化”の発展が進むような好循環の形成を目指すべきである。

今後、政府としてさらなる具体政策・施策の展開を図るべく、文化審議会の下などに体制も設けつつ、必要な制度や予算等の検討・調整を推進するべきである。特に、検討会議で議論があったように、“建築文化”振興立法を検討し、推進の基本枠組みや制度形成はもちろん、既存法との関係でも文化政策の観点から必要なバランスを図り、今後の時代に相応しい建築物、景観の維持管理や継承、創造が進むとともに、衣食住という観点から国民の生活に密接な領域として生活環

境の質の向上や世界からの評価にも繋がるような取組を推進すべきである。その際には、建築・景観の成立に不可欠な土木構造物等のインフラストラクチャーに対しても、包括的に取り組む必要がある。

“建築文化”に関する取組を戦略的に、かつ強力に推進するべく関係省庁との連携の下に文化庁において、全体戦略を常時検討、チェックするとともに、法制面や税制面等、専門的な検討を深めるべきである。

以上

建築文化に関する検討会議 設置要綱

令和5年2月28日

国立近現代建築資料館長 決定

1 趣 旨

文化審議会「文化芸術推進基本計画（第2期）（中間報告）」を踏まえ、建築文化について、その定義や振興すべき意義等を検討し、関係者に示すため「建築文化に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 検討事項

以下の要素を含む「建築文化」について検討を深め、その結果を取りまとめる。

- (1) 対象となる範囲
- (2) 振興する意義と課題
- (3) 振興に向けて各関係者に期待される役割
- (4) その他

3 開催方法

- (1) 別紙の委員により、「2 検討事項」に定めた事項について検討を行う。
- (2) 検討会議には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 必要に応じて委員以外の者の協力を得ることができるものとする。
- (4) その他

4 委嘱期間

承諾のあった日から令和5年5月31日までとする。

5 諸謝金等

委員には、文部科学省及び文化庁の規定に基づき、旅費及び謝金を支給する。

6 その他

検討会議の設置及び運営にあたっては、関係各課の協力を得ながら企画調整課において処理する。

建築文化に関する検討会議 委員

石井リーサ明理	照明デザイナー
隈 研吾	建築家
後藤 治	学校法人工学院大学 理事長
佐々木 葉	早稲田大学理工学術院 教授
佐藤 主光	一橋大学教授・政府税制調査会委員
鈴木 京香	俳優
西尾 洋一	Casa BRUTUS 編集長
堀川 齊之	大成建設株式会社設計本部シニア・アーキテクト
三浦 展	株式会社カルチャースタディーズ研究所代表取締役 社会デザイン研究者
山崎 鯛介	東京工業大学博物館副館長・教授

(五十音順)

開催概要

【第1回】

開催日時：令和5年3月16日（木）10:00～12:00

開催場所：文化庁国立近現代建築資料館（東京都文京区湯島4-6-15）

議 題：日本の建築の魅力について
その他について 等

出席者：（会議委員）後藤治 座長（※）、佐藤主光 委員、鈴木京香 委員、
堀川斉之 委員、三浦展 委員、山崎鯛介 委員

※はリモートでの参加

（文化庁）都倉俊一 長官、奥健夫 文化財監査官

（事務局）寺本恒昌 国立近現代建築資料館長／企画調整課長 他

【第2回】

開催日時：令和5年4月21日（金）10:00～12:00

開催場所：国立大学法人東京工業大学 百年記念館4階

未来社会 DESIGN 機構拠点室（東京都目黒区大岡山1-12-1）

議 題：報告書の方向性について 等

出席者：（会議委員）後藤治 座長、隈研吾 委員、佐々木葉 委員、
佐藤主光 委員、鈴木京香 委員、西尾洋一 委員、
堀川斉之 委員、三浦展 委員、山崎鯛介 委員

（文化庁）山下信一郎 文化財鑑査官

（事務局）寺本恒昌 国立近現代建築資料館長／企画調整課長
田中禎彦 文化財第二課長 他

【第3回】

開催日時：令和5年5月25日（木）10:00～12:00

開催場所：日本芸術院会館談話室（東京都台東区上野公園1-30）

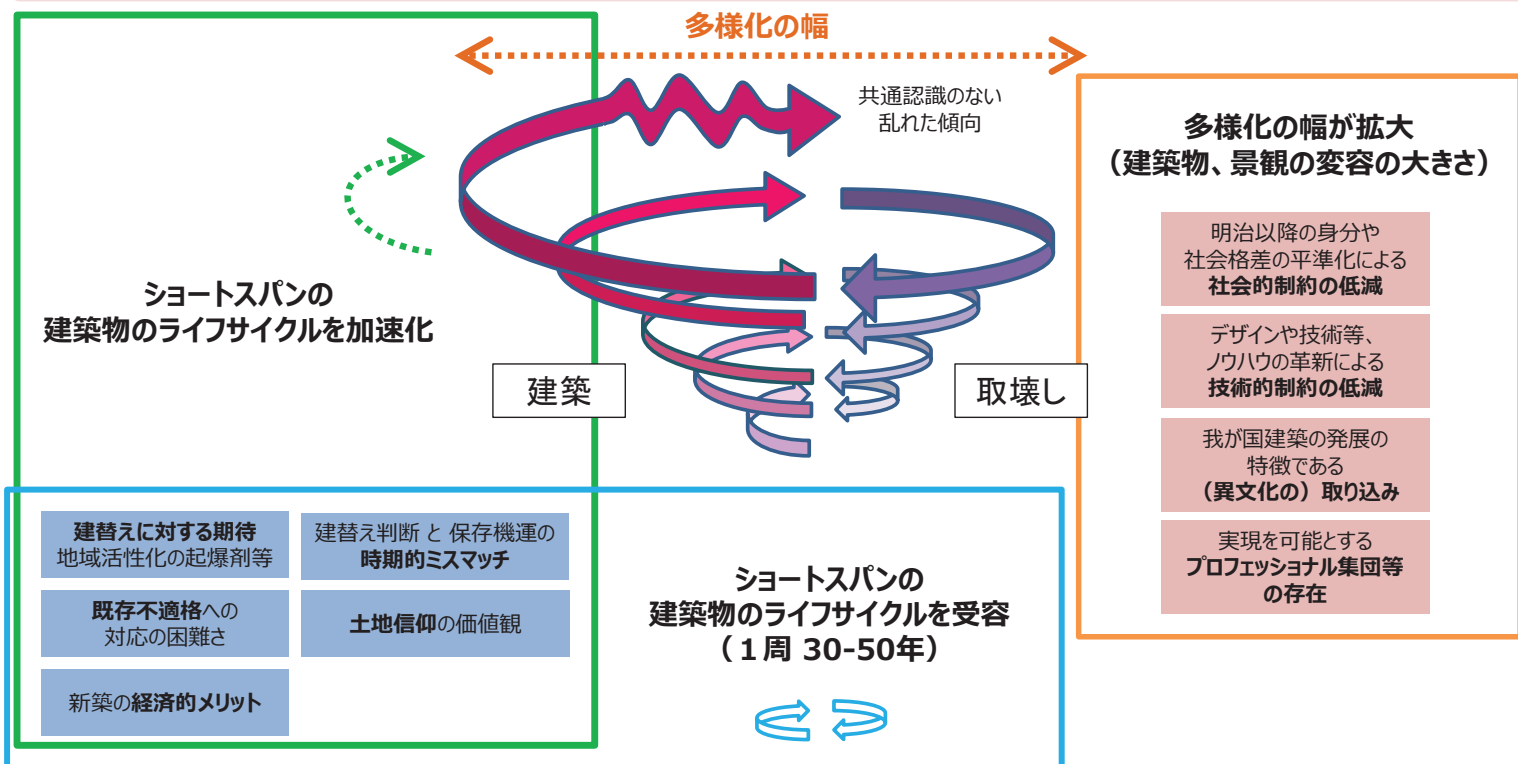
議 題：報告書（案）について 等

出席者：（会議委員）後藤治 座長、石井リーサ明理 委員、隈研吾 委員、
西尾洋一 委員、堀川斉之 委員、三浦展 委員、
山崎鯛介 委員

（文化庁）山下信一郎 文化財鑑査官

（事務局）寺本恒昌 国立近現代建築資料館長／企画調整課長

- 戦後の高度経済成長期以降都市部へ人口集中によりショートスパンの建替えに適した建築スタイルが普及。
- 戦後、都市部への人口集中や建築物の工業化等が進み、**■**からショートスパンな建築物のライフサイクルを受容されるとともに、その傾向が**加速化**（建築物を消費財としてとらえる傾向まで）された。
- 加えて**■**から**変容**が大きくなり、結果、建築・景観の**多様化が大幅に進み**、世界観等を整えるよう作用してきた共通認識等が失われる傾向にある。



“建築文化”に関する哲学・思想の必要性

- 我が国の建築・景観が、資産・ストックとしてのポテンシャルがあることに気付きつつも、国民全体の関心はまだ十分高いとは言えない。
- より多くの人々に建築・景観についての知識や高い意識、関心があれば、価値観やアイデンティティの源泉として、維持・活用、継承する流れが生まれるのではないかと。また、新たな建築・景観の創造に対して多くの主体が高い意識や展望を持って参画するようになるのではないかと。

どのような思想や哲学が必要か？
議論された“目指すべき姿”を示すことで、要素を浮かび上がらせる。

【方針】

(1)国土全体及び地域単位での、建築・景観についてのあり方に関する議論から合意、実装に向けたアクション

【実物件、実空間】

(2)既存の建築・景観における対象の特定と維持・活用・継承の拡大や、時代に即した実質的に必要な機能の付与、必然性のある維持・活用の実現

(3)取り壊しに際しての建築物や土地の記憶の活用や、将来の建築・景観における世界観の生成と、自由で創造的な建築活動

【ステークホルダー等】

(4)建築文化に資する新たな職能の確立
(5)住民・所有者・利用者の維持・活用・継承、世界観等を備えた新たな空間の創造に向かう意識と、技術面からの対応

【合理性、経済性】

(6)取組を促進する合理的な制度的担保の存在や、経済性の実現と適切・有効な取引や継承の仕組みの存在

【教育、知識・意識】

(7)建築文化を総合的に学ぶ教育の機会と、知識・意識の向上

【基盤】

(8)建築文化関連の人材や知を結節する拠点とネットワークの存在

【グローバル】

(9)建築文化に魅了された多数のインバウンド客の来訪、世界への発信

